

報告事項No. 4

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

- (1) 件名 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 内容 川崎市旅費支給条例の全部改正に伴い、所要の整備を行うもの
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和8年3月26日

3 臨時代理を行った理由

令和8年4月1日に新たな川崎市旅費支給条例が施行されることに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があったため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

川崎市旅費支給条例の全部改正に伴う規則改正

- (1) 「川崎市旅費支給条例」の全部改正により、旧条例の別表（特等級～4等級の5段階）がなくなり、新条例では本則にて「市長等の特別職」と「それ以外」の2つの区分として扱われることとなった。
- (2) これによって、旧条例の別表の備考において、フルタイム会計年度任用職員に適用する等級は任命権者が定めるとしていた規定もなくなった。
- (3) また、同様に、「川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例」も改正されて、パートタイム会計年度任用職員に適用する等級は任命権者が定めるとしていた規定もなくなった。
- (4) これに伴って、「川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則」を改正して、会計年度任用職員の旅費及び費用弁償の等級に関する規定を削る。

参考 改正前の川崎市旅費支給条例（旧条例）

改正後の新条例（令和8年4月1日施行）では、このような別表（特等級～4等級の5段階）は規定されず、本則において、「市長等の特別職」と「それ以外」の2区分として扱われている。

川崎市旅費支給条例（昭和22年8月20日条例第21号）

最終改正:令和7年10月15日条例第57号

改正内容:令和7年10月15日条例第57号 [令和7年10月15日]

別表（第2条関係）

等級	種別	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)
特	市長副市長及びこれに準ずる者	乗車に要する運賃	乗船に要する運賃	実費又は1キロメートルにつき37円	実費	16,500円	3,300円	3,300円
1	8級の職務にある者及びこれに準ずる者					14,800円	3,000円	3,000円
2	7級の職務にある者及びこれに準ずる者					14,000円	2,800円	2,800円
3	6級又は5級の職務にある者及びこれに準ずる者					13,100円	2,600円	2,600円
4	4級以下の職務にある者及びこれに準ずる者					12,300円	2,000円	2,000円

- 市長が別に定めるもののほか、別表において「何級の職務」とは、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(1)による当該級の職務をいい、その他の給料表については別表の付表に定めるところによる。
- 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条各号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、市長がこれを定める。
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者がこれを定める。
- 鉄道往復100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における運賃は、実費とする。
- 鉄道賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、上級の運賃とする。
- 船賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、2等級以上の者については上級の運賃、3等級及び4等級の者については中級の運賃とし、船賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は上級の運賃とする。
- 前項の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、前項に規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
- 車賃は、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合は実費とし、自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自家用自動車等」という。）による旅行の場合は路程に応じ1キロメートル当たりの定額とする。
- 固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、定額の1割を減ずる。
- 鉄道往復100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合は、日当を支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊し、又は自家用自動車等により旅行した場合は、この限りでない。

参 考

パートタイム会計年度任用職員…地方公務員法第22条の2第1項第1号

フルタイム会計年度任用職員 …同項第2号

地方公務員法

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7 略

参考 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表抜粋

新	旧
<p>(公務のための旅行に係る旅費及び費用弁償)</p> <p>第23条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、川崎市旅費支給条例(令和7年川崎市条例第57号)の定めるところにより、旅費を支給する。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員に限る。)が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る旅費を支給するものとし、その額及び支給方法は、<u>一般職の職員に対する旅費支給の例</u>による。</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る旅費を費用弁償として支給するものとし、その額及び支給方法は、<u>一般職の職員に対する旅費支給の例</u>による。</p> <p>【削る】</p>	<p>(公務のための旅行に係る旅費及び費用弁償)</p> <p>第23条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)の定めるところにより、旅費を支給する。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員に限る。)が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る旅費を支給するものとし、その額及び支給方法は、<u>川崎市旅費支給条例の例</u>による。</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る旅費を費用弁償として支給するものとし、その額及び支給方法は、<u>川崎市旅費支給条例の例</u>による。</p> <p>4 <u>前2項の規定による旅費及び費用弁償の支給における川崎市旅費支給条例別表の等級については、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者が定める。</u></p>

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則
川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和２年川崎市教育委員
会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第６条中「。以下「会計年度任用職員給与条例」という。」を削る。

第７条を削り、第８条を第７条とし、第９条から第１３条までを１条ずつ繰
り上げる。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

制 定 理 由

川崎市旅費支給条例の全部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(給料及び基本報酬)</p> <p>第6条 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号）第3条の規定に基づき、必要に応じて関係局等と協議の上、教育長が別に定める。</p> <p>(削る)</p> <p><u>第7条～第12条</u> 略</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(給料及び基本報酬)</p> <p>第6条 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号。<u>以下「<u>会計年度任用職員給与条例</u>」</u>という。）第3条の規定に基づき、必要に応じて関係局等と協議の上、教育長が別に定める。</p> <p><u>(旅費及び費用弁償の等級)</u></p> <p><u>第7条 川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号。以下「<u>旅費条例</u>」</u>という。）別表第3項の規定に基づき定める等級は、同表の4等級とする。</p> <p><u>2 会計年度任用職員給与条例第23条第4項の規定に基づき定める旅費条例別表の等級は、同表の4等級とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しいものとして特に必要と認める場合には、給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、必要に応じて関係局等と協議の上、教育長が別に定める。</u></p> <p><u>第8条～第13条</u> 略</p>